

医政発 0709 第 18 号  
令和元年 7 月 9 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医政局長  
( 公印省略 )

### 「検体測定室に関するガイドライン」の一部改正について

検体測定室については、臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号）第 4 号亦に該当する衛生検査所登録が不要な施設として、「検体測定室に関するガイドラインについて」（平成 26 年 4 月 9 日付け医政発 0409 第 4 号厚生労働省医政局長通知）の別紙「検体測定室に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づきその事業が実施されているところである。

今般、平成 29 年 8 月に特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）が改正され、特定健康診査の項目も変更されたことに伴い、ガイドライン中の検体測定室が測定する項目に係る内容を別添のとおり改正することとした。

ガイドラインに係る事務については、厚生労働省において行うものであるが、地域保健に關係するものであること等に鑑み、貴職におかれても、御了知いただくとともに、改正内容の周知に御配慮をお願いしたい。